

食品衛生法 厚生省告示第370号に規定する「ミネラルウォーター類の原水」18項目

食品、添加物等の規格基準（S34. 厚告第370号）の第1食品の部D各条の項の○清涼飲料水の2清涼飲料水の製造基準の目の(2)ミネラルウォーター類の1.（H6. 12. 26厚告第393号による改正）

ミネラルウォーター類の原水の要件；

水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、

同条第6項に規定する専用水道、若しくは

同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水。

又は次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第3欄に掲げる方法によって行う検査において、

同表の第2欄に掲げる基準に適合する水

	第1欄（検査項目）	第2欄（基準値）	第3欄（検査方法）	料金(税抜き)	量(ml)
1	一般細菌	100以下/ml	標準寒天培地法	2,800	100
2	大腸菌群	検出されない	乳糖ブイヨン-フリアントグリーン乳糖 胆汁ブイヨン培地法(LB-BGLB)	4,300	
3	カドミウム	0.01mg/L以下	ICP法(orフレイムレス原子吸光光度法)	8,000	300☆
4	水銀	0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法	9,000	100
5	セレン	0.01mg/L以下	水素化物発生-原子吸光光度法 (orフレイムレス原子吸光光度法)	10,000	200
6	鉛	0.05mg/L以下	ICP法(orフレイムレス原子吸光光度法)	8,000	300☆
7	バリウム	1mg/L以下	ICP法(orフレイムレス原子吸光光度法)	7,000	200
8	ヒ素	0.05mg/L以下	水素化物発生-原子吸光光度法 (orフレイムレス原子吸光光度法)	10,000	200
9	六価クロム	0.05mg/L以下	ICP法(orフレイムレス原子吸光光度法)	8,000	300☆
10	シアン	0.01mg/L以下	吸光光度法	7,000	100
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	イソクロマトグラフ法(or吸光光度法)	4,500	200
12	フッ素	2mg/L以下	イソクロマトグラフ法(or吸光光度法)	5,000	
13	砒素(砒酸として)	30mg/L以下	ICP法(or吸光光度法)	7,000	200
14	亜鉛	5mg/L以下	ICP法(orフレイムレス原子吸光光度法)	6,000	300☆
15	銅	1mg/L以下	ICP法(orフレイムレス原子吸光光度法)	6,000	
16	マンガン	2mg/L以下	ICP法(orフレイムレス原子吸光光度法)	6,000	
17	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	12mg/L以下	滴定法	4,000	200
18	硫化物(硫化水素として)	0.05mg/L以下	吸光光度法	6,000	400

(☆6項目共通で 300ml)

全項目（18項目） 一括依頼 ¥82,500 サンプル量 2L以上